

「着よう
着せよう」
救命胴衣

救命胴衣100%着用へ 全国初の「救命胴衣着用宣言都市」

海難事故は後を絶たず、時には尊い命が奪われ深い悲しみをもたらします。石巻地域では、豊かな海や川に恵まれています、その反面、海難事故とは常に隣り合わせです。尊い命を守るためには、救命胴衣着用の着用がもっとも効果的です。

海や川に携わる全ての人々の安全で安心な社会を願い、救命胴衣着用の推進を図るため、市議会で「救命胴衣着用宣言都市」が決議されました。

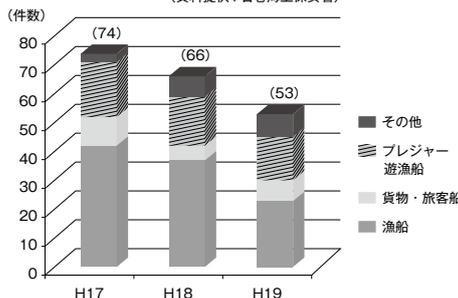
本市は、海難事故ゼロ・救命胴衣完全着用を目指しての取り組みを推進していきます。

また、宮城県漁協雄勝町東部支所は、石巻海上保安署から「救命胴衣着用モデル漁協」に指定され、同支所の女性部では、家族からも着用を呼びかけるなど着用率100%を目指しています。



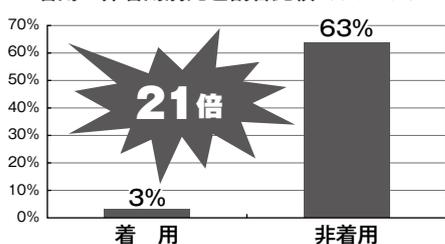
宮城県内の海難事故の発生件数

(資料提供：石巻海上保安署)



発生件数は、平成17年に74件で、平成19年には53件と減少しています。漁船が全体の半分以上を占め、次に多いのがプレジャーボート遊漁船などとなっています。

平成18年度 ライフジャケット着用・非着用別死亡割合比較 (東北地区)



ライフジャケットを着用していた場合と非着用では、圧倒的に、非着用の死亡率が高くなっています。

水産課 (内線 460・461)

「生ごみ」の水切りをしましょう

生ごみの、約6〜7割は水分です。生ごみに含まれる水分は、焼却処理の際、余分なエネルギーを必要としてしまうほか、集積所での悪臭の原因や、衛生上の問題にもなります。生ごみを捨てる時に、「ギュツギュツ」としぼって大きじ3杯の(45cc)の水切りができれば、市全体で年間約1,000トンのごみ減量化が見込まれます。(石巻市約60,000世帯×365日で実行した場合)

生ごみを出す際は必ず水を切ってから集積所に出すようにしましょう。

◇生ごみの水分を減らすポイント

- ①乾いた生ごみは、濡らさない：水切りの大原則です。調理くずを水道水で濡らさないようにしましょう。
- ②手で絞る：三角コーナーにネットを付けて、ごみを出す前に一絞りしてから出しましょう。



家庭用生ごみ減量対策 補助金制度があります

○家庭用電気式生ごみ処理機
購入金額(税込み)の1/2(100円未満切り捨て)。上限25,000円。

○発酵容器(通称：EM発酵容器)
容器を2個以上購入した方に、容器1個分(2,000円以内)を補助します。

○生ごみ減量容器(通称：コンポスト)
購入金額の1/2(100円未満切り捨て)。上限3,000円。

※補助要件・申込方法については、お問い合わせください。(容器取扱店などは市のホームページに掲載しています)

粗大ごみは、 集積所には出せません!

粗大ごみは、個別に予約をしてからの有料各戸収集となっています。

集積所へ出された粗大ごみは、地域の皆さんの迷惑となるだけでなく、不法投棄となり、取り締まりの対象となりますのでご注意ください。

申・問 廃棄物対策課(内線410)

石巻市離島地区 使用済自動車処理助成金

網地島地区と田代島地区内に自動車所有する方が、車を処分するために定期船を利用して本土へ車を航送する際に必要となる航送費用の一部を助成しています。

使用済自動車を定期船によって航送する場合には必要となる自動車航送運賃が対象となります。(使用済自動車として解体しリサイクルするため引取業者へ引き渡す場合が対象となり、中古車として下取りに出す場合は対象となりません)

助成割合

自動車航送運賃の8割以内
※希望される場合は、申請手続きが必要ですのでお問い合わせください。

申・問 廃棄物対策課(内線402)
・ 牡鹿総合支所民生生活課 ☎ 45・2112

土地取引には届出が必要です

一定面積以上の土地について、有償で譲渡しようとする場合には、契約締結前に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく届け出が、取り引きをした場合には、契約を締結した日から2週間以内に「国土利用計画法」に基づく届け出が必要となります。

なお、届け出の対象となる区分および面積は次のとおりです。

公有地の拡大の推進に関する法律

- (イ) 都市計画施設等の区域 200㎡以上
- (ロ) 上記以外の市街化区域 5,000㎡以上
- (ハ) 上記以外の都市計画区域 10,000㎡以上

国土利用計画法

- (イ) 市街化区域 2,000㎡以上
- (ロ) 市街化区域を除く都市計画区域 5,000㎡以上
- (ハ) 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

問 都市計画課 (内線498・499)

高齢者福祉サービスののお知らせ

市では、在宅の高齢者の方の日常生活を支援するため、介護保険サービスとは別に、次のような福祉サービスを行っています。

●外出支援サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者の方に、通院などのために利用する寝台車などのタクシー料金の一部を助成します。

〔対象者〕 65歳以上で介護保険において要介護3～5と認定された市民税非課税の方

●訪問美容サービス事業

理美容店の利用が困難な高齢者の方に対し、自宅を訪問し、理容、美容のサービスを行います。

〔対象者〕 65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯に属し、介護保険において要介護3～5と認定され、かつ市民税非課税の方

●寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具の衛生管理が困難な高齢者の方に対し、寝具の洗濯、乾燥、消毒のサービスを行います。

〔対象者〕 65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯に属し、世帯全員が市民税非課税の方

●バリアフリー住宅普及促進事業

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修資金の助成を行います。(介護保険との併用可能)

〔対象者〕 65歳以上で住居の改良が必要と認められる市民税非課税の方

※工事着工前の申請が必要です。

●日常生活用具給付等事業

低所得の援護が必要な高齢者の方に、火災警報器などの日常生活用具を給付します。

次に該当する方には、火災警報器を購入する際、5,000円を限度として助成します。(限度額を超えた金額は、自己負担)

※購入前の申請が必要です。

〔対象者〕 65歳以上の方で、次のすべてに該当する方

- ・本人および世帯全員が市民税非課税の方
- ・ひとり暮らしの方、または介護保険において要介護3～5と認定された方

※消防法により住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。

●ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者の方に、緊急通報システム機器を設置し、急病などの緊急事態に迅速な対応を行います。

〔対象者〕

- ・65歳以上のひとり暮らしなどで、慢性疾患などのため日常生活に注意を必要とする方
- ・80歳以上のひとり暮らしなどの方、または重度身体障害者のひとり暮らしなどの方

●生きがい対応デイサービス事業

家に閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、公共施設などにおいて「集いの場」と趣味制作などの「活動の場」を提供します。

〔対象者〕 65歳以上で、日常生活がおおむね自立している方

●食の自立支援事業

心身、環境の要件が、日常の食生活において支援が必要である高齢者の方に、栄養バランスのとれた食事を届けるとともに、安否確認も行います。

〔対象者〕 65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯に属し、市民税非課税世帯の方

●介護用品支給事業

在宅で高齢者を介護している家族の方に、紙おむつおよび尿取りパットなどの購入給付券を支給します。

〔対象者〕 世帯全員が市民税非課税で、在宅の要介護認定を受けている65歳以上の方を介護している家族

※サービスにより、利用者負担などの要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

〔申・回〕 お住まいの市内地域包括支援センター、各在宅介護支援センター・利用している居宅介護支援事業者・福祉総務課(内線485)・介護保険課(内線301・548)・各総合支所保健福祉課

市地域包括支援センター

高齢者の介護予防、生活支援などすべての相談に応じます。福祉サービスの申請代行も行っていきます。

担当地区	名称	電話番号
石巻・中央	中央	21・5171
稲井・住吉	稲井	93・8166
蛇田	蛇田	92・7355
山下・釜・大街道	山下	96・2010
渡波・荻浜	渡波	25・3771
湊	湊	25・3252
雄勝・北上	雄勝	61・3732
河南	河南	86・5501
桃生	ものう	76・5581

市在宅介護支援センター

介護、高齢者福祉に関する相談に応じます。福祉サービスの申請代行も行っていきます。

担当地区	名称	電話番号
住吉	住吉	92・6733
釜・大街道	青葉	21・8206
河北	大森	62・1116
河南西	河南西	73・2117
北上	北上	61・7023
牡鹿	鮎川	44・1652

福祉手当のお知らせ

◇特別障害者手当

精神または、身体に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

支給額 月額26,440円

◇障害児福祉手当

在宅の重度障害児(20歳未満)で、日常生活の活動が著しく制限され、介護を要する状態にある方に支給されます。

支給額 月額14,380円

◇障害福祉課(内線384)

住宅の省エネ改修工事に固定資産税の減額措置があります

既存住宅(賃貸住宅を除く)で平成20年4月1日から平成22年3月31日までに一定の省エネ改修費用が30万円以上の工事を行った場合、翌年度分のみ固定資産税額の1/3が減額(一戸当たり120㎡相当分まで)されます。ただし、新築住宅の軽減および住宅耐震改修の軽減とは同時に適用できませんが、住宅バリアフリー改修の軽減とは同時に適用を受けることができます。

◇対象となる改修工事

- ①を含む②から④の工事を行ったもの
- ①窓の改修工事
- ②床の断熱工事
- ③天井の断熱工事
- ④壁の断熱工事

〔回〕 資産税課(内線393)・各総合支所 市民生活課